令和７年度渋川市介護職員初任者研修支援事業補助金交付要領

令和７年４月１日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2">交付目的</td><td>介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に定める介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）の修了者の確保及び定着を図るため、予算の範囲内において、当該研修に要した経費の一部を補助します。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>補助対象者</td><td>次に掲げる全ての要件を満たす者です。
（１）　市内に住所を有し、かつ、居住している者
（２）　初任者研修（令和３年４月１日以降に開講したものに限る。）の受講料を負担して当該研修を受講し、修了した者
（３）　受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者
（４）　初任者研修を修了した日から３か月以内に市内において介護等の業務（次のアからネの介護保険サービス。以下同じ。）に従事し、かつ、当該事業所等において３か月以上継続（就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等の業務に従事した場合を含む。）して介護等の業務に従事している者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して３か月以上継続して介護等の業務に従事している者
ア　指定訪問介護
イ　指定訪問入浴介護
ウ　指定通所介護
エ　指定通所リハビリテーション
オ　指定短期入所生活介護
カ　指定短期入所療養介護
キ　指定特定施設入居者生活介護
ク　指定介護予防訪問入浴介護
ケ　指定介護予防通所リハビリテーション
コ　指定介護予防短期入所生活介護
サ　指定介護予防短期入所療養介護
シ　指定介護予防特定施設入居者生活介護
ス　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
セ　指定夜間対応型訪問介護</td></tr>
</table>

	補助対象者	ソ　指定地域密着型通所介護 タ　指定認知症対応型通所介護 チ　指定小規模多機能型居宅介護 ツ　指定認知症対応型共同生活介護 テ　指定地域密着型特定施設入居者生活介護 ト　指定介護予防認知症対応型通所介護 ナ　指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ニ　指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ヌ　介護老人福祉施設 ネ　介護老人保健施設 （５）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 （６）　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されていないこと。 （７）　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けていないこと。 （８）　自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 （９）　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していないこと。 （１０）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用していないこと。 （１１）　暴力団員と密接な交友関係を有していないこと。
	補助対象経費	研修の受講に要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、補講に要した経費は除きます。 （１）　初任者研修の受講料 （２）　研修実施事業者から購入した教材費
	交付金額	補助対象経費の１０分の１０とし、１人当たり５０，０００円を限度とします。 上記の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、５００，０００円です。 限度に達した時点で受付を終了します。

交付手続等	交付申請の方法、時期等	介護保険課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて２月末日までに提出してください。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事している場合は、初任者研修を修了した日から起算して３か月以降の２月末日までに提出してください。 （１）　研修受講者の受講料等の領収書の写し （２）　研修受講者の研修修了証明書の写し （３）　就労証明書（様式第２号） （４）　暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）
	交付決定、確定の時期等	申請のあった日から１０日以内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第４号）又は介護職員初任者研修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により通知します。
	請求の方法、支払時期等	介護職員初任者研修支援事業補助金交付請求書（様式第６号）により、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から３０日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により通知します。 （１）　偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 （２）　その他、関係法令又はこの要領の規定に違反したとき。 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を返還しなければなりません。
	申請書等の様式	・介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号） ・就労証明書（様式第２号） ・暴力団排除に関する誓約書（様式第３号） ・介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第４号） ・介護職員初任者研修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）

	申請書等の様式	・介護職員初任者研修支援事業補助金交付請求書（様式第６号） ・介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）
	その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。
取扱担当課		渋川市役所介護保険課（本庁舎） 電話　０２７９－２２－２１１６（直通） メールアドレス　kourei-s @ city.shibukawa.gunma.jp